

規則等の案と定めた規則等の差異について

1 規則等の案の題名

- (1) 静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正について（案）
- (2) 静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部改正について（案）
- (3) 静岡市産業廃棄物処理業等許可に関する審査基準の一部改正について（案）
- (4) 静岡市産業廃棄物処理業等許可に関する行政指導指針の一部改正について（案）

2 意見公募手続を実施した期間

平成31年2月6日（金）から平成31年3月8日（金）まで

3 定めた規則等の題名

- (1) 静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則（平成31年静岡市規則第11号）
- (2) 静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年静岡市規則第12号）
- (3) 静岡市産業廃棄物処理業等許可に関する審査基準
- (4) 静岡市産業廃棄物処理業等許可に関する行政指導指針

4 規則等の公布等年月日

- (1) 静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則（平成31年静岡市規則第11号）：平成31年3月27日
- (2) 静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年静岡市規則第12号）：平成31年3月27日
- (3) 静岡市産業廃棄物処理業等許可に関する審査基準：平成31年4月1日
- (4) 静岡市産業廃棄物処理業等許可に関する行政指導指針：平成31年4月1日

5 規則等の案と定めた規則等の差異

- (1) 静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正について
規則等の案と定めた規則等に差異はありません。
- (2) 静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

	既に公表した規則等の案の内容	現に定めた規則等の内容	理 由
1	<p>静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例第 12 条第 1 項の規定により、市長と協議することとしている静岡県外で発生した産業廃棄物の静岡市内への搬入について、協議書類として本規則で定めている「県外産業廃棄物市内搬入処分（変更）協議書（様式第 1 号（第 6 条、第 9 条関係））」に、その廃棄物が人体に有害とされる水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれるものであるかの記載を追加する。</p>	<p>左記内容に加え、左記協議に基づき市内搬入した廃棄物の搬入状況の報告様式「県外産業廃棄物搬入処分実績報告書（様式第 3 号（第 14 条関係）」について、左記同様、搬入した廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれるものであるかの記載を追加した。</p>	<p>追加することとした様式第 3 号は、様式第 1 号による協議に基づく実績の報告様式であるため</p>
2	—	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者が、廃棄物の処理状況等を、静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例第 17 条各項の規定に基づき市長に報告するため、本規則第 15 条各項で定めている報告書の様式（様式第 4 号、様式第 5 号及び様式第 6 号）に、その廃棄物が人体に有害とされる水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれるものであるかの記載を追加した。</p>	<p>今回の改正は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の改正等により、廃棄物に「特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀及び廃水銀化合物」が含まれる場合の処分等の基準が規定されたことから、左記様式についても、既に公表した規則等の案に示した様式の改正趣旨同様、取り扱われる廃棄物にこれらが含まれる場合の記載を求めることで廃棄物の適正な処理を推進するため</p>

(3) 静岡市産業廃棄物処理業等許可に関する審査基準
規則等の案と定めた規則等に差異はありません。

(4) 静岡市産業廃棄物処理業等許可に関する行政指導指針

	既に公表した規則等の案の内容	現に定めた規則等の内容	理由
1	本指針中3(7)に規定する産業廃棄物処理施設設置許可等の申請を行う事業者が添付する書類について、「静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例(以下、「産廃条例」という。)第23条第4項に規定する産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書の写し(意見書の提出があった場合)」と「産廃条例施行規則第29条第4項に規定する産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書の写し(意見書の提出がなかった場合)」のいずれかとするよう、所要の改正を行う。	左記改正箇所に加え、本指針中(5)に規定する「産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可申請書の添付書類」及び同(6)に規定する「産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業に係る変更の届出書の添付書類」についても同様の改正を行った。	いずれについても、(特別管理)産業廃棄物の処理施設の設置を伴い、産廃条例第23条第4項に規定する産業廃棄物処理施設設置等事前手続を実施しているものであることから、同様に手続の完了を確認する必要があるため